

高山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び高山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要について

1. 改正内容（基準政令と同様に改正）

(1) 連携施設に係る経過措置の設定（第1条中附則第5項、第2条中附則第4項）

小規模保育事業は、原則として0歳～2歳の未満児の保育を行うもので、3歳になると連携施設への入園を想定しているほか、給食の提供や、休暇職員の代替など、運営面において連携する施設を確保するよう求められている。

地理的要因などにより、連携施設の確保が困難であると市が認める場合は連携施設を求めない期間を、令和7年4月1日から5年間を経過措置として定める。

(2) 保育内容支援に係る連携施設の見直し（第1条中第42条、第2条中第6条）

特定地域型保育事業者において、集団保育機会の設定や保育の実施に必要な相談、助言を行う保育内容支援を実施する連携施設の確保が困難であると認められる場合は、小規模保育事業A型事業者等を保育内容支援連携協力者として確保することにより、連携施設の確保をしないことができる。

(3) 代替保育の提供に係る連携施設の見直し（第1条中第42条、第2条中第6条）

特定地域型保育事業者において、職員の病気、休暇等の場合に必要な代替保育を提供する連携施設の確保が困難であると認められる場合は、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると認める者を代替保育連携協力者として確保することなどにより、連携施設の確保をしないことができる。

(4) 栄養士法改正の対応（第2条中第16条）

令和7年4月1日施行の栄養士法の改正により、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となるため、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、管理栄養士を追加する。

2. 施行期日

令和7年4月1日